

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月10日(月)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林 喜太郎	委員	3番	金 杉 勝 城	委員
4番	布施 陽 子	委員	5番	高 品 文 敬	委員
6番	椎 名 寛	委員	7番	布施 行 雄	委員
8番	小林 須美子	委員	9番	太 田 憲 一	委員
10番	大 木 武 一	委員	11番	鈴 木 茂	委員
12番	佐 藤 正 剛	委員	13番	石 田 利 之	委員
14番	安 藤 幸 春	委員	15番	穴 澤 久 男	委員
16番	伊 藤 栄 治	委員	17番	渡 邊 弘 仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

18番	伊 藤 輝 夫	委員	20番	布 施 利 雄	委員
21番	加 瀬 安 男	委員	22番	並 木 昭 男	委員
23番	鎌 形 豊	委員	24番	山 崎 幸 治	委員
25番	塚 本 繁 雄	委員	27番	江波戸 和 男	委員
28番	寺 本 利 幸	委員	29番	石 橋 誠	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

19番	秋 山 菊 次	委員	26番	木 原 正 勝	委員
-----	---------	----	-----	---------	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年5月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は16名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、9番太田憲一委員、10番大木武一委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番、5番及び7番は、所有権移転に関する件であります。番号2番から4番及び6番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番までについて議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番から4番までは、議案第3号の番号3番及び4番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第3号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

5 番 番号2番から4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるお
それはないと思います。

3 番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

9 番 番号6番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

15 番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決すると共に、番号2番から4番まで
については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手
を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑297㎡の内166.75㎡を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号1番について、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本案には、椎名寛委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします、

関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番について、審議・採決いたします。椎名寛委員は、退席をお願いします。

(椎名寛委員 退席)

議 長 椎名寛委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、農家住宅用地として畑835㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は、市内の賃貸住宅に居住し、専業農家として農業経営を行っておりますが、実家近くの申請地に農家住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第3種農地相当ですので、転用目的に問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号の番号1番について、採決に入ります。議案第3号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(椎名寛委員 着席)

議 長 椎名寛委員が着席しましたので、引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号2番から5番について議案書を基に朗読】

番号2番について、専用住宅及び車庫用地として畑500㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑1,454㎡の内0.079㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑4,841㎡の内2.295㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、農業用倉庫(4棟)、農業用資材置き場、農業用機械点検整備場及び農業用車両旋回場用地として畑2,549㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 番号2番について、譲受人は、申請地の隣接地にある自宅で生活しておりますが、独立するため申請地に住宅と車庫を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

5番 番号3番と番号4番の譲受人は同一で、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。

15番 番号5番について、譲受人は、申請地の隣接地で生活しておりますが、農業経営規模拡大に伴い、申請地に農業用倉庫等の整備を計画しようとするものです。農用地区域内農地ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、番号1番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、番号1番を除き、採決に入ります。

議案第3号について、番号1番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」、採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件

議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)について (別冊)

議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に
ついて (別冊)

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年5月10日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。